

事業番号	05 08 03	事業改善シート(28年度実施事業分)		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	障がい者差別解消体制整備事業			担当課	部局	健康福祉部	
総合5か年計画	プロジェクト			課・局・室	障がい者支援課		
	施策の総合的展開	6-2 いきいきと安心して暮らせる社会づくり 2 障がい者支援の充実、3福祉を支えるサービス体制の充実		E-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp		
人口定着・確かな暮らし実現総合戦略	信州創生の基本方針			実施期間	H28 ~		
	施策展開						

1 事業の概要

目指す姿	平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、障がいを理由とする差別に関し、障がい者及び家族その他関係者からの相談に対応するとともに、紛争の防止又は解決を図る体制を整備し、障がい者の権利利益の擁護に資する。											
現状(予算編成時)	<ul style="list-style-type: none"> 長野県「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」が平成23年8月から10月に実施した障がいを理由とした差別と思われる事例の募集において、726件の事例が報告された。 障がいを理由とする差別に関し、県内における相談体制の整備はまだ十分ではなく、紛争の防止又は解決を図る体制は未整備。 											
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務) 県民との協働による実施: 実施は困難	【左記の説明、根拠法令等】 障害者差別解消法第14条により、地方公共団体は障がいを理由とする差別に関する相談に的確に対応するとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとされている。										
成果目標・事業内容	① 成果目標(H28)											
	専任の行政嘱託員を配置し、障害者差別解消法第14条により、障がいを理由とする差別に関し、相談に対応するとともに、紛争の防止又は解決を図るための措置を講じる。											
	② 事業内容 (単位:千円)											
	項目	実施方法	H28事業実績	H28(当初)	H28(決算)	H29(当初)						
	1 専門相談員の設置	直接	障がい者差別に関する身近な相談窓口となる市町村への後方支援や障がい者等からの直接相談に対応する業務を行う行政嘱託員の配置	2,674	2,964	3,099						
	2 差別解消のための情報共有・啓発等	直接	関係機関等による連携、協力体制を図るための「長野県虐待防止・差別解消連携会議」の設置及び協議の実施(1回開催、45名参加)	443	177	386						
	合計			3,117	3,141	3,485						
事業コスト	区分(単位:千円)		27年度	28年度	29年度	成果目標の達成状況						
	予算額	前年度繰越				項目	H26末	H27末	H28			H29目標
		当初予算		3,117	3,485				目標	成果	達成状況	
		補正予算		24								
		合計(A)	0	3,141	3,485							
	Aの財源	一般財源		3,106	3,475							
		県債										
		国庫支出金										
		その他	0	35	10							
	決算額(B)			3,141								
概算人件費	職員数(人)		1.90	1.80								
	概算人件費(C)	0	15,037	14,245								
概算事業費(B(A)+C)		0	18,178	17,730								

目標に対する成果の状況	障がい者差別解消相談窓口を新たに設置し、障がい者等からの直接相談に対応する嘱託職員(1名)を配置した。また、関係機関等による連携、協力体制の整備を目的とした「長野県虐待防止・差別解消連携会議」を設置した。 さらに、県新規採用職員への職員対応要領の周知や市町村担当職員への研修を行うとともに、一般県民向けに県政出前講座を行い、障がい者差別の解消に向けた取組や法の周知に努めた。
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 障がい者及び家族その他関係者からの相談に対応するとともに、引き続き紛争の防止等のための体制づくりに努める。 また、障がい者差別解消のための普及・啓発の取組を推進し、全ての者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す。
--------------------	--